

参議院法務委員会會議録第三号

平成十三年十月三十日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

十月二十五日

江田 五月君

十月二十六日

廣中和歌子君

十月二十九日

田村 秀昭君

十月二十九日

補欠選任

平野 貞夫君

出席者は左のとおり。

委員長 高野 博師君

理事 市川 一朗君

服部三男雄君

千葉 景子君

日笠 勝之君

井上 哲十君

委員

青木 幹雄君

佐々木知子君

陣内 孝雄君

中川 義雄君

三浦 一水君

江田 五月君

小川 敏夫君

浜四津敏子君

福島 瑞穂君

平野 貞夫君

柏村 武昭君

補欠選任

廣中和歌子君

補欠選任

江田 五月君

補欠選任

平野 貞夫君

補欠選任

平野 貞夫君

補欠選任

平野 貞夫君

補欠選任

平野 貞夫君

補欠選任

平野 貞夫君

補欠選任

平野 貞夫君

補欠選任

平野 貞夫君

補欠選任

平野 貞夫君

補欠選任

平野 貞夫君

補欠選任

平野 貞夫君

補欠選任

平野 貞夫君

補欠選任

平野 貞夫君

補欠選任

平野 貞夫君

國務大臣

法務大臣 森山 眞弓君

副大臣

法務副大臣 横内 正明君

大臣政務官

法務大臣政務官 中川 義雄君

事務局側

常任委員会専門員 加藤 一字君

本日の會議に付した案件

○出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(高野博師君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。昨二十九日、田村秀昭君が委員を辞任され、その補欠として平野貞夫君が選任されました。

○委員長(高野博師君) 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から趣旨説明を聴取いたします。森山法務大臣。

○國務大臣(森山眞弓君) 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

平成十四年五月開催のワールドカップサッカー日韓共催大会を控えてのいわゆるフリーガン対策、緊急の課題となっている外国人犯罪対策及び偽造旅券等の偽変造文書による外国人の不法入国・不法滞在対策を効果的に推進することが求められております。

この法律案は、このような状況にかんがみ、所要の法的整備を図るとともに、入国審査官による

事実の調査に関する規定を整備し、あわせて事務処理の合理化を図るため、出入国管理及び難民認定法の一部を改正するものであります。

次に、この法律案の主要点について御説明申し上げます。

第一は、いわゆるフリーガン等への対策としての上陸拒否事由及び退去強制事由の整備であります。

我が国で開催される国際的な競技会や會議に關連して暴行等を行うおそれのある者の上陸を拒否し、さらに国内においてこのような行為を行った者を迅速に国外に退去させるため、上陸拒否事由及び退去強制事由を整備することとするものであります。

第二は、外国人犯罪対策としての上陸拒否事由及び退去強制事由の整備であります。

現行の出入国管理及び難民認定法においては、我が国に在留する外国人が刑法等の刑罰法令に定める罪を犯し有罪判決が確定した場合であつても、薬物事犯等を除き、無期または一年を超える懲役もしくは禁錮の実刑判決を受けた場合でなければ退去強制事由に該当しないこととされております。そこで、外国人犯罪に対してより厳正に対処するため、刑法等に定める一定の罪により懲役または禁錮に処せられた者が退去強制の対象となる範囲を拡大し、あわせて上陸拒否事由を整備することとするものであります。

第三は、偽変造文書対策としての退去強制事由の整備であります。

深刻化している不法入国・不法滞在者対策の一環として、他の外国人を不正に上陸または在留させるため偽変造文書を作成等した者に係る退去強制事由を整備することとするものであります。

第四は、入国審査官による事実の調査に関する規定の整備であります。

外国人の上陸または在留に係る審査において提出資料のみでは的確な判断が困難な場合があることから、必要に応じ法務大臣が入国審査官に事実の調査を行わせることができる旨の規定を整備することとするものであります。

第五は、法務大臣の権限の委任に関する規定の新設であります。

近年の入国管理局における業務量の増加にかんがみ、事務処理の合理化を図るため、法務大臣の権限を地方入国管理局長に委任することができる旨の規定を新設することとするものであります。

以上がこの法律案の趣旨であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(高野博師君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時四十分散会

十月二十六日本委員会に左の案件が付託された。
一、通信傍受法の廃止に関する請願(第三二一号)(第四六号)(第五八号)(第五九号)(第六八号)(第二二二号)

第三二一号 平成十三年十月十二日受理
通信傍受法の廃止に関する請願

請願者 富山県中新川郡立山町米沢五八ノ四 澤越勉外二千六百六十九名

紹介議員 井上 哲十君

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(盗聴法)は通信の秘密及び市民のプライバシーの権利を侵害する憲法違反の法律である。現在の警察が同法を適切に運用することができぬかについては、近

時、神奈川県警において統発した不祥事により根本的な疑問が生じている。緒方共産党幹部宅盗聴事件に対する警察官の関与について裁判所が認定したにもかかわらず、警察庁はその責任を認めていないことから明らかとなり、同法が濫用された場合に警察の自浄能力には期待できない。また、裁判官による令状審査についても、令状の発布率が九十九・九%を超えている現状では権利保障のための歯止めとはならない。もとも同法には次のような問題がある。(一)同法は将来犯罪を犯すおそれのあるときに盗聴できる「事前盗聴」の制度を認めているが、これはかつての予防検束と同質の制度であり、犯罪捜査の概念を根底から覆すものである。(二)立会人の常時立会義務が議院修正により付加されたが、立会人には被疑事実知らざれば会話内容を聴くこともできないため、犯罪と関係のない通話を切断する権限もなく、捜査機関が犯罪と無関係な通話を聴かないようにする歯止めにはならない。(三)現在の技術ではデジタル携帯電話を盗聴することは不可能であることが判明している。(四)電子メールやファックスなどの盗聴の場合には犯罪と関係のない情報もすべて警察に知られてしまう。また、裁判に提出されない通話記録については、通話の当事者には通知もされず、取るべき手段もない。なお、同法と同時に成立した組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律にも、組織的犯罪の重罰化が市民運動等に対しても適用される危険性がある等の重大な問題がある。よって、これらの法律の施行により、市民運動や労働組合運動はもとより報道機関の取材や与党を含む政治家の活動も警察の監視下に置かれることになり、自由な市民社会が存立できなくなるおそれがある。

ついで、次の事項について実現を図られたい。
一、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律を廃止すること。

第四六号 平成十三年十月十六日受理
通信傍受法の廃止に関する請願
請願者 神奈川県藤沢市大庭一、〇七〇ノ三〇九 景山陽子外九十九名
紹介議員 円 より子君
この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第五八号 平成十三年十月十六日受理
通信傍受法の廃止に関する請願
請願者 岡山県総社市福井二、〇三六ノ一 山本康廣外百四十名
紹介議員 小川 敏夫君
この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第五九号 平成十三年十月十六日受理
通信傍受法の廃止に関する請願
請願者 東京都豊島区東池袋一ノ一七ノ一 後藤憲治外九十九名
紹介議員 福島 瑞穂君
この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第六八号 平成十三年十月十七日受理
通信傍受法の廃止に関する請願
請願者 神奈川県藤沢市大庭八、三四九 加藤良憲外九十九名
紹介議員 円 より子君
この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第一二二号 平成十三年十月十八日受理
通信傍受法の廃止に関する請願
請願者 岩手県一関市赤荻字桜町九六ノ三 佐藤千里外百九十九名
紹介議員 角田 義一君
この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

十月二十九日本委員会に左の案件が付託された。
一、出入国管理及び難民認定法の一部を改正す

法律案

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 船舶等の長及び運送業者の責任(第五十六条―第五十九条)」を「第六章 船舶等の長及び運送業者の責任(第五十六条―第五十九条)」とし、第二章の二「事」の長及び運送業者の責任(第五十六条―第五十九条)の調査(第五十九条の二)に、「第六十九条の二を「第六十九条の三に改める。」

第五十条第一項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同項第五号の次に次の一号を加える。」

五の二 国際的規模若しくはこれに準ずる規模で開催される競技会若しくは国際的規模で開催される会議(以下「国際競技会等」という。)の経過若しくは結果に関連して、又はその円滑な実施を妨げる目的をもって、人を殺傷し、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は建造物その他の物を損壊したことに伴い、日本国若しくは日本国以外の国の法令に違反して刑に処せられ、又は出入国管理及び難民認定法の規定により本邦からの退去を強制され、若しくは日本国以外の国の法令の規定によりその国から退去させられた者であつて、本邦において行われる国際競技会等の経過若しくは結果に関連して、又はその円滑な実施を妨げる目的をもって、当該国際競技会等の開催場所又はその所在する市町村(東京都の特別区の存する区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区)の区域内若しくはその近傍の不特定若しくは多数の者の用

に供される場所において、人を殺傷し、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は建造物その他の物を損壊するおそれのあるもの
第五十条第一項第九号中「各号(第四号からヨまでを除く。)(一)を各号(第四号からヨまで及び第四号の三を除く。)(二)のいずれかに改め、同号の次に次の一号を加える。」

九の二 別表第一の上欄の在留資格をもつて本邦に在留している間に刑法(明治四十年法律第四十五号)第一編第二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三(刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。)(二)の罪又は盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)の罪により懲役又は禁錮に処する判決の宣告を受けた者で、その後出国して本邦外にある間にその判決が確定し、確定の日から五年を経過していないもの
第五十条第一項第十号中「オからヨまでの一」を「オからヨまでのいずれかに改める。」

第九号第五項中「次条第六項」を「次条第七項に改める。」
第十号第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 特別審理官は、口頭審理に関し必要がある場合には、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
第十一条第一項中「前条第八項」を「前条第九項」に改める。

第十三条第四項中「第十条第六項」を「第十条第七項」に、「第十条第九項」を「第十条第十項」に改める。
第十三条の二第一項中「第十条第九項」を「第十条第十項」に改める。

第二十四条中「次の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同条第三号を次のように改める。

三 他の外国人に不正に前章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証明若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可、又はこの章の第一節若しくは第二章第三節の規定による許可を受けさせる目的で、文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、所持し、譲渡し、貸与し、若しくはその譲渡若しくは貸与のあっせんをした者

第二十四条第四号中「次に掲げる者の一」を「次に掲げる者のいずれかに改め、同号中「明治四十年法律第四十五号」を削り、同号の次に次の二号を加える。

四の二 別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者で、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三(刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。)の罪又は盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪により懲役又は禁錮に処せられたもの

四の三 短期滞在の在留資格をもつて在留する者で、本邦において行われる国際競技会等の経過若しくは結果に関連して、又はその円滑な実施を妨げる目的をもって、当該国際競技会等の開催場所又はその所在する市町村(東京都の特別区の存する区域及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区)の区域内若しくはその近傍の不特定若しくは多数の者の用に供される場所において、不法に、人を殺傷し、人に暴行を加

え、人を脅迫し、又は建造物その他の物を損壊したもの
第二十四条第五号の二中「第十條第九項を」第十條第十項に改める。
第四十八條第五項中「第五項を」第六項に改める。

第六章の次に次の一章を加える。
第六章の二 事実の調査

第五十九條の二 法務大臣は、第七條の二第一項の規定による証明書の交付又は第十二條第一項、第十九條第二項、第二十条第三項(第二十二條の二第三項(第二十二條の三において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第二十一條第三項、第二十二條第二項(第二十二條の二第四項(第二十二條の三において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。若しくは第五十條第一項の規定による許可に関する処分を行うため必要がある場合には、入国審査官に事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官は、前項の調査のため必要があるときは、外国人その他の関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 法務大臣又は入国審査官は、第一項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第六十一條の三第二項第四号中「難民の認定に関する」を「第五十九條の二第一項及び第六十一條の二の三第一項の規定に基づき」に改める。

第六十九條の二を第六十九條の三とし、第六十九條の次に次の一条を加える。
(権限の委任)

第六十九條の二 出入国管理及び難民認定法に規定する法務大臣の権限は、法務省令で定めるところにより、地方入国管理局長に委任することができる。ただし、第二十二條第二項(第二十二條の二第四項(第二十二條の三において準用

される場合を含む。))において準用される場合を含む。)、第六十一條の二の二第二項及び第六十一條の二の五に規定する権限については、この限りでない。

附則
(施行期日)
1 この法律は、平成十四年三月一日から施行する。

(経過措置)
2 この法律による改正後の出入国管理及び難民認定法以下「新法」という。第五条第一項第九号の二の規定は、この法律の施行前に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三(刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。)の罪又は盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪により懲役又は禁錮に処せられた者には、適用しない。

3 新法第二十四条第三号の規定は、この法律の施行前に、他の外国人に不正にこの法律による改正前の出入国管理及び難民認定法(以下「旧法」という。)第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証明若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可、又は旧法第四章第一節若しくは旧法第五章第三節の規定による許可を受けさせる目的で、文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、所持し、譲渡し、貸与し、若しくはその譲渡若しくは貸与のあっせんをした者には、適用しない。

4 新法第二十四条第四号の二の規定は、この法律の施行前に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三(刑法第二百二十二条又は第二百六十一条に係る部分を除く。)の罪又は盗犯等の防止及び処分に関する法律の罪により懲役又は禁錮に処せられた者には、適用しない。

5 新法第二十四条第四号の三の規定は、この法律の施行前に、本邦において行われた国際競技会等の経過若しくは結果に関連して、又はその円滑な実施を妨げる目的をもって、当該国際競技会等の開催場所又はその所在する市町村(東京都の特別区の存する区域及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区)の区域内若しくはその近傍の不特定若しくは多数の者の用に供される場所において、不法に、人を殺傷し、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は建造物その他の物を損壊した者には、適用しない。

平成十三年十一月一日印刷

平成十三年十一月五日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

E